



島根県報

平成28年 5 月31日 (火)

号外 第 116 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

職員の勤務時間に関する規程の一部改正

(人 事 課) 2

訓 令

島根県訓令第18号

本 庁
地方機関

職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表わかたけ学園の項の次に次のように加える。

女性相談センター
全職員
条例第3条第1項による。
規程第1条による。
同 左

別表畜産技術センターの項中

同 左
同 左

を

4週間について 8 日 (所属長が職員ごとに指定する。)
4週間ごとの期間について、1週間当たりの勤務時間が38時間45分になるように所属長が割り振る。

に改め

る。

附 則

この訓令は、平成28年 6 月 1 日から施行する。